明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○土地改良法等の一部を改正する法律（三九）　三
○道路運送車両法の一部を改正する法律（四〇）　七
〔政　令〕
○総務省組織令の一部を改正する政令（一四七）　八
○地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一四八）　八
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令及び財務省組織令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（一四九）　八
○ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一五〇）　九
○土地改良法施行令の一部を改正する政令（一五一）　九
〔府令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令（**内閣府・総務**四）　九
〔省　令〕
○地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（**総務**三九）　五一
〔規　則〕
○ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（**国家公安委**五）　五三
〔告　示〕
○有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針（**内閣府**一五七〇）　七〇
○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（**金融庁・法務・財務**五）　七
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（**厚生労働**二〇三）　七
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ（1）の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件（**同**二〇四）　九
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件（**同**二〇五）　九
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
製造たばこ小売定価関係　六〇
裁判所
破産、免責、再生関係　六三
特殊法人等
東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、平成二十九年度高圧ガス製造保安責任者試験等（経済産業大臣及び都道府県知事が行わせることとした試験）・液化石油ガス設備士試験（都道府県知事が行わせることとした試験）の実施、日本弁護士連合会裁決・裁決取消訴訟の判決確定、企業年金基金設立関係　二一
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　二九
会社その他
会社決算公告　三三

本号で公布された法令のあらまし

◇土地改良法等の一部を改正する法律（法律第三九号）（農林水産省）

一　土地改良法の一部改正関係

1　津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除去のため必要な事業の土地改良事業への位置付け

津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除去のため必要な事業について、災害復旧に含まれることとした。（第二条関係）

2　土地改良施設の突発事故被害の復旧における手続の簡素化

土地改良施設の突発事故被害の復旧について、災害復旧と同一の手続で行うことができることとした。（第二条、第四九条及び第八七条の五関係）

3　土地改良施設の更新事業における手続の簡素化

土地改良施設の更新事業のうち、当該土地改良施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものについて、組合員の同意なく行うことができることとした。（第四八条、第八五条の三及び第八七条の二関係）

4　国又は都道府県が行う土地改良事業の申請人数の要件の見直し

国又は都道府県が行う土地改良事業の申請に必要な第三条に規定する資格を有する者（以下「三条資格者」という。）の人数の要件を廃止することとした。（第八五条関係）

5　農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象とする申請によらない土地改良事業の創設

㈠　都道府県は、土地改良事業計画を定めて、当該土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地（以下「事業施行地域内農用地」という。）の全てについて農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること等の要件に適合する土地改良事業を行うことができることとした。（第八七条の三第一項関係）